

資料

フランシス・テーラー・エリコット著

治外法権(五)

——領事管轄権と東洋諸国における居留に関する法——

岩村等訳

本稿は、Francis Taylor Pigott, *Exterritoriality, The Law relating to Consular Jurisdiction and to Residence in Oriental Countries*, London, 1892, の邦訳である。

目次

序章

本主題の用語についての注釈

第一章 管轄権を支配する基本原則

第二章 忠誠義務

大使と領事とに影響を及ぼす域外法の制定についての注釈(以上二六号)

第三章 原則の非文明諸国への拡張—治外法権の一般理論

第四章 女王の領土外管轄権に対する議会の関係(以上二七号)

第五章 女王の領土外管轄権に対する裁判所の関係
一般的な域外的立法についての注釈(以上二八号)

第六章 黙許による管轄権—最惠国待遇

第七章 領土外管轄権法と適用法(統)(以上第三〇号)

(承前)(以上本号)

第七章 領土外管轄権法と適用法(承前)

IX ピクトリア女王の治世第三〇年から第三一年にかけての法律

第一二四号、第一一条。「商船法」(一八六七年) (*The Merchant Shipping Act*, 1867)

上二六号)

本条の適用によって、イギリス臣民が、いづれかのイギリス

料

船上か、あるいは、かれらがその国籍に属していないいすれかの国の船上で、なんらかの犯罪を犯すか、規則に違反した場合には、「上記の犯罪または規則違反が、上記の裁判所の通常の管轄権の範囲内にあるイギリス船上でなされた場合には、上記の犯罪または規則違反を知つたであろう」領事裁判所によつて審理されるものとする。

X ビクトリア女王の治世第三七年から第三八年にかけての法律第九四号、第五一条。「不動産譲渡証書作成と不動産譲渡法」(ベロッカド・ハム、一八七四年) (*The Conveyancing and Land Transfer Act, Scotland, 1874*)

本条の適用によつて、検認管轄権を有する領事裁判所によつて発行された、ある死^亡した人の遺言検認状またはそのほかの遺言による継承的財産設定証書、またはその謄本を、いづれかの公証人に対して提出することは、「公証人による証書の作成、あるいは、別に土地の不動産権または継承的担保に対する権原証書の作成のために」、遺言あるいは継承的財産設定証書を提出することに相当するものとみなさるべし。

この法律の適用によつて、女王陛下の領土の一部で、あるいは女王陛下が管轄権を有する外国で、犯罪を犯したことで告発されている人物が、女王陛下の領土の別の部分で、または、女王陛下が管轄権を有する外国で、発見される場合には、かれは、令状によつて逮捕され、逃亡した国に送還されなければならない。

令状は、犯罪人が外国から逃亡した場合には、領事裁判所の裁判官によつて発行されるものとする。

令状は、犯罪人が外国に逃亡した場合には、領事裁判所の裁判官によつて裏書きされるものとする。そして、領事裁判所が付与された犯人を逮捕する上記の権限は、令状が送付された人、または、裏書で指名された人によつて、裏書きされた令状によつて執行されなければならない。

XI ビクトリア女王の治世第四四年から第四五年にかけての法律第六九号。「女王陛下の領土における逃亡犯罪人に関する法律を修正し、および、犯罪人の審理に関するそれ以外の目的のための法律」(*An Act to amend the law with respect to fugitive offenders in Her Majesty's dominions, and for other purposes connected with the trial of offenders*)

当該裁判官はまた、犯罪がその国内の内部で犯された場合に、

裁判官が令状を発行するのは正当であるということが通知されているのであれば、領事裁判所が設立されている国に、「いる、または、そこへ行く途中である、あるいは、そのように推測される逃亡者の逮捕のための」仮の逮捕状を発行しなければならない。

外国にいる女王陛下の代理人は、イギリス領土の総督に与えられている権限をおそらくもっている。その権限とは、かれに對して当該裁判官によってその令状が送付されていることを告知することにより、仮の令状によつて逮捕された人物を釈放する権限である。

逃亡者が逮捕されたときには、かれは、あたかもかれが外国でなされた犯罪によつて告発されているかのように、審理されるものとする。裏書きのある令状が法的に真正であることが証明されて、証拠が、「逃亡者が令状で述べられている犯罪を犯したことのが強力あるいは確かな推定の根拠」を示すならば、領事裁判所の裁判官は、逃亡者の送還に備えるために本人を収監し、女王陛下の代理人に収監令状を送付するものとする。

逃亡者は、一五日間の満期後まで引き渡されないし、「かれが、人身保護令状の発行、あるいは別の類似の手続きを申し込

む権利をもつてゐること」を告知されるものとする。

「現状では裏書きのある令状の作成のために必要である」場合には、仮の令状によつて逮捕された逃亡者を一回につき七日間をこえないかぎりで、再拘留しなければならない。逃亡者が収監されてから一五日間が経過したとき（または、人身保護令状が上位裁判所によつて発行されたとき）、女王陛下の代理人は、正當であると考えるならば、かれが署名した令状によつて、逃亡者が当該令状が指名した人物によつて管理され、そして「あたかも逃亡者がそこで逮捕されたかのように法の適正な過程でそこで取り扱われるため」、逃亡者が逃げ出した国に身柄を移送されるよう命じなければならない。

「総督またはいづれかの監獄のその他の長」は、費用の支払いを受けて、令状の適切な執行のために、令状が指名した人物の要請により、相当な期間、逃亡者を引き取り拘留することができる。

逃亡者が領事裁判所の裁判官によつて収監されて、かれの拘留から一ヶ月以内に領事裁判所のある國の外へ移送されないならば、「上位裁判所」は、当該逃亡者の申し立てにもとづき、反証になる適切な理由が示されないかぎり、逃亡者の釈放を命ずることができる。釈放を申請する意志の通知は、女王陛下の

代理人になされるべし。

犯罪で告発され、領事裁判所が存在する国に送還される人物が、かれのその国への到着後、六ヵ月以内に起訴されないか、無罪とされる場合には、女王陛下の代理人は、逃亡者が逮捕された国へ、無料で、かつ可能な限り遅滞なく、送還しなければならない。

法が適用する犯罪は、反逆罪と海賊行為、および、犯罪が犯された女王陛下の領土の一部で、または、犯罪が犯された国で設置されている領事裁判所によつて執行される法にしたがつて、「一二ヵ月間またはそれ以上の期間の懲役刑、あるいは、なんらかのそれ以上の刑罰によつて」、罰されるあらゆる犯罪である。当該行為が犯罪であるのかないのかという問題は、この法によつてのみ判定されるべきであつて、逃亡者が逮捕された国の法、または、その国で執行されている法によつて、決して判定されはならない。上位裁判所にとって、事件が取るに足らないもの、あるいは、逃亡者の送還の申し立てが誠実にされていない、さらに、距離、連絡の諸手段、その他の事件に関するあらゆる状況を配慮して、ただちに、または、一定の期間が満了するまでに逃亡者を送還することが、不正である、または、過酷すぎると思われる場合には、上位裁判所は、逃亡者

を無条件でまたは保釈金の支払いを受けて釈放しなければならないし、あるいは、一定の期間が満了するまでは逃亡者が送還されはならないと命令しなければならないし、あるいは、正当であると思われる命令をなさなければならぬ。

より単純な手続を規定するこの法の第二部は、一群のイギリスの領土、あるいは、一群の領事裁判所が設置されている外国諸国、または「隣接しているか、またはその他の理由で同一の法を適用することが女王陛下にとって都合がよいと思われる」結合された一群のイギリスの領土と外国諸国にのみ適用される。法律の適用は、枢密院令によつてなされるべきである。そして、時宜に適しているとみられる場合には、一定の犯罪は、法律の適用から除外されるか、さもなければ適用の範囲を制限されなければならない。

グループをなしている諸国や植民地では、治安判事は、いづれかの国または植民地で、ふさわしい当局によつて逃亡犯罪人の逮捕のために発行された令状に裏書きする権限を授けられており、拘留中の逃亡犯罪人の送還を命ずることができる。治安判事は、仮の令状を発行する権限を授けられてゐる。同様に、グループをなしている諸国や植民地のひとつでなんらかの犯罪の審理に際し証言することを要請され、かつ、グループを

なしていいるいざれかの国や植民地にいるか、行く途中である証人は、あたかもかれらが裁判が行われてゐる裁判所の管轄権の範囲内にいるかのように、喚問されなければならないし、その喚問状は、グループをなしていいるいざれかの他の国または植民地で、治安判事によつて裏書きされなければならない。裏書きされた召喚状の送達があり、出頭に関する費用のために相当な金額の支払いあるいは提供を受けた場合には、証人は、召喚状に従わなければならない。義務を履行しない場合には、証人は、かれが審理される裁判所によつて適用される法律にしたがつて、かれが召喚状の送達をうけたか、あるいは、召喚状が発行された國か植民地で、裁判にかけられ、罰せられるものとす。

グループをなしていいる諸国または植民地で、治安判事は、逃亡者の送還を命ずる令状の日付から一ヶ月以内に、逃亡者が国または植民地の外へ移送されない場合は、逃亡者の釈放を命じなければならない。この適用の通知は、令状を保持している人物、および、逃亡者が収監されている警察署長になされるものとする。命令の承認を拒否する場合には、上位裁判所に上訴しなければならない。

された犯罪について告発を受けている囚人の自由な送還を命じる権限は、植民地の総督、あるいは、外国の女王陛下の代理人にある。

犯罪が取るに足らない場合、および既述のその他の場合に、逃亡者の送還を拒否する権限は、治安判事、または上位裁判所にある。

二つの植民地、または領事管轄権が存在する二つの外国があるいは、一つの植民地と領事管轄権が存在する一つの外国が、隣接している場合には、共通の境界で、またはその境界から五〇〇ヤード以内でなされた犯罪について告発されている人物は、どちらの植民地または國においても、逮捕され、裁判を受け、刑罰を課せられなければならない。

いざれの人物、またはいざれかのものに関して、旅行中に使用されたなんらかの乗り物、あるいは、航行可能な河川、湖、運河、または内陸航行で使用された船舶で、犯罪がなされた場合には、告発された人物は、犯罪がなされた旅行の過程で当該乗り物または船舶がその部分を通過した イギリスの領土においてか、または、外国の領事裁判所によつて、裁判にかけられなければならない。「そして、そのような旅行または航海の過程で、乗り物または船舶が通過した道路、川、湖、運河、また

は内陸航行の道路脇、土手、中心またはその他の部分が、いすれかのイギリス領土」、または、「領事裁判所があるいすれかの国の境界である場合に、当該犯罪は、それが境界をなしている領土、または國で裁判にかけられなければならない。この条項は、犯罪がイギリス領土でなされたことが示されない場合に、イギリス臣民ではない人物の裁判を正当化するものではない。

本法の目的にとって虚偽の宣誓、または虚偽の証言という犯罪を審理することは、当該犯罪がなされた、または当該証言が用いられた國または植民地で、執り行われなければならない。

本法が、犯罪に関して告発された人物の裁判の場所について規定している場合には、当該犯罪は、實際上当該犯罪が審理さ

れるべき場所でなされたとみなされるものとする。そして、判決は、それに応じて宣告されるものとする。しかし、もし、当該犯罪が、裁判が行われる裁判所によつて執行される法によつて罰せられない場合には、判決は、イングランドの法律にした

がつて科されるであろう刑罰に可能なかぎり一致するよう、宣告されるものとする。「(植民地の)裁判所管轄権法(一八七四年)、ビクトリア女王の治世第三七年から第三八年にかけての法律第二七号】

令状が裏書きされる、または、告発された人物が本法のもと

で審理されることができる裁判所は、あたかも、その裁判所の管轄内で、財物が盗まれた、または、犯罪がもっぱら行われたかのように、盗まれたか、さもなくば不法に被告人によって取得されたか、さもなくば犯罪の対象であると申し立てられる財物を捜し求めるための令状を発行する同一の権限を有する。

逃亡者または囚人は、女王陛下か、イギリス臣民が所有する船舶で、この法により、ある場所から別の場所へ、海から移送されなければならない。そして、合法的な収監は、航海中も継続しているとみなされる。本法の逃亡に関するすべての規定は、航海中の逃亡に適用される。

令状の署名された裏書は、裏書で名指しされた人物と、令状がはじめに向けられた人々と、あらゆる警察官とに對して、裏書きした人物が権限または管轄権をもつてゐる場所で、令状を執行するために十分な根拠である。

令状に署名した当局は、相当な費用の提供にもとづき、イギリス臣民に属する船舶の船長に対しても、この法のもとでの囚人、囚人を保護監督している人々、そしてこの法のもとで召喚されている証人に、通航権と生活手段を与えるように命令しなければならない。船長は、この命令にしたがうことを拒否する

と、五〇ボンドの罰金を支払わなければならない。しかしながら、船長は、船の登録されたトン数につき、一〇〇トンにつき一人をこえる囚人を、五〇トンにつき一人をこえる証人を、乗船させることを強制されない。

商務省が要求する明細書は、当該船舶の合意書に裏書きされるものとする。

囚人がいすれかの人物の保護監督のもとにいない場合に、船長は、港に船が到着したときに囚人を警察官に引き渡すものとされなければならない。

逃亡した囚人は、あたかもかれがもともとそこで収監されたかのように、かれが逃亡している国または植民地で、再度収監されなければならない。

- 脱獄その他の方法による、逃亡または逃亡未遂の、あるいは逃亡帮助または逃亡幫助未遂の犯罪は、当該国または植民地のいずれかで裁判を受けなければならない。すなわち、
(a) そこから、囚人が移送されている国または植民地
(b) そこへ、囚人が移送されている国または植民地
(c) そこへ、囚人が逃亡している国または植民地
(d) そこで、囚人が発見された国または植民地

は、証言録取書が作成されなければならない。そして、証言録取書が合法的に真正のものであることが証明されるならば、本法のもとでの手続上証拠として受領されなければならない。しかし、それらの証言録取書は、裁判の審理において証拠として使用されなければならないものとする。

陳述を審問し、逃亡者の送還に備えるために、かれを収監する管轄権は、つぎのものによつて執行されるものとする。

(一) イングランドでは、バウ通りにあるロンドン中央警察裁判所の治安裁判所長またはその他の判事のうちの一人によつて、

(二) スコットランドでは、エディンバラ県のシエリフまたはシエリフ代理によつて、

(三) アイルランドでは、ダブリン中央警察地区の警察治安判事によつて、

(四) イギリス領土または女王が管轄権をもつてゐる外国で、本法が適用されてきた領土や外国では、裁判官、治安判事、バウ通りの警察治安判事と同様の管轄権をもつてゐるその他の官吏によつて。あるいは、イギリス領土の立法機関の法律または条例によつてその領土で、またはは、枢密院令によつて外国で、時に応じて規定されてい

る他の裁判所、裁判官、または治安判事によつて。

女王は、枢密院令によつて権限をもつており（枢密院での女王陛下は領土の立法機関の立場にある）、枢密院令は、平素のとおり国会に提出される。

(一) 本法、または本法の一部が適用される外国でなされた

犯罪を定義するためには、

(二) 本法のもとで管轄権を行使する裁判所または裁判官ま

たは人物、および行使の態様を決定するために、

(三) 本法を執行するうえで生じた費用の支払いに関するす

べての問題を管理するために、

(四) 女王陛下が管轄権をもつている外国で本法を執行するための全般的指示を与えるために。

海上でなされた、または女王陛下の領土のいくつかの部分

で、または女王陛下が管轄権をもつてている外国で裁判され得る犯罪の場合に、必要な令状は、被告人が当該地域にいるならば、かれが裁判されることができる。そして、逃亡者が逮捕さ

れている場合に、かれを裁判にかける管轄権があるけれども、

逃亡者が送還されることになつていて、領土の部分または国で発行しなければならない。しかし、このことがなされるのは、連合王国の國務大臣、イギリス領土の総督、外国の女王陛下の外

代理人が、逃亡者が逮捕された場所に応じて、事件のあらゆる状況を勘案して、逃亡者がかれが逮捕されたところで裁判にかけられることは正義の利益によりかなうということに納得していないかぎりにおいてである。そのような場合には、令状は発行されてはならない。

さらに、逆に、もし、上のような場合に、被告人が収監されているならば、上位裁判所、または上記の当局者は、被告人が収監されなければならない場所に応じて、そこで囚人が裁判にかけられることが正義の利益によりかなうならば、囚人を、犯罪が裁判にかけられることができる、女王陛下の領土のその他部分、または外国のその他の部分に、移送することを指示しなければならない。移送の令状は、あたかもそれが逃亡者の送還のための令状であるかのように、あらゆる点で扱われるものとする。

本法は、全般的に逃亡した既決囚に適用される。

本法は、本法適用以前になされた犯罪にも適用される。

XII ビクトリア女王の治世第四八年から第四九年にかけての法律第七四号。「インドと植民地、および女王陛下の領土の外の場所で、任命による証人調べに関する法律を修正する法

律」(An Act to amend the law relating to taking evidence by commission in India and the Colonies, and elsewhere in Her Majesty's dominions)

の法律の適用によつて、イングランドの裁判所のどのよう

な民事訴訟手続において、いずれかの証人の尋問のための命令が作成され、証人尋問のための任命が、インド、植民地、あるいは女王が管轄権をもつてゐるいずれかの外国にいる、いずれかの裁判所または裁判官にあててなされる場合には、当該裁判所または裁判官は、尋問を行うために幾人かの適切な人物を任命しなければならない。

刑事訴訟手続では、証人尋問のための職務執行令状または命令が、インド、植民地、あるいは女王が管轄権をもつてゐるいずれかの外国にいる、いずれかの裁判所または裁判官にあててなされる場合には、当該裁判所または裁判官は、尋問を行うために当該裁判所または下位裁判所の幾人かの裁判官、あるいは、当該裁判所の管轄権内にある治安判事を任命しなければならない。

そして、両方の場合において、そのようにして取られた証言録取書または尋問調書は、あたかも、それらが、任命または他

の命令があつられた裁判所または裁判官によつてなされたものであるかのように、同一の効果をもつものとする。
「任命による証言法」(一八五九年) (ビクトリア女王の治世第二二年の法律第一〇号。本章のVの法律を参照) は、この法律のもとでの訴訟手続に適用されるものとする。

尋問は、あらゆる点で、尋問が実施される場所で効力を有する法律、あるいは、裁判所によつて執行される法律によつて、実施されるものとする。そして、その尋問は、あらゆる目的にとつて、あたかも、尋問を命ずる裁判所で宣誓を執行するために法的に権限を授けられた人物の前での宣誓にもとづいて、証人が尋問されたのと同様の効力があるものとする。

これらの諸法律は、女王が、「領土外管轄権法(一八九〇年)」第五条によつて、枢密院令により領事裁判所に拡張すること権限を与えられているが、二種類あるようにならざれよう。第一は、管轄権の制約が強制する困難のいくつかを除去することによつて訴訟の進展を促進するために、時に応じて国会で立法された手続きに関する諸法律である。第二は、この制限の外でなされた犯罪についての管轄権に関する諸法律である。これらの諸法律を適用した実践的結果は、領事裁判所の権限を、植民

料地裁判所の権限の水準にまで引き上げることである。この条項は、今後検討されるべき問題点を指示しているようと思われる。その問題点とは、イングランドのコモン・ローと議会制定法との全般的合体から、枢密院令によつて、その性格において域外的であるすべての法が必ず排除されているということである。もしそうでなければ、これらの諸議会制定法は、全般的に合体するであろう。しかしながら、本条は、もっと共通して使用される一定の域外的諸議会制定法に関して特別な規定を形成している。

不適切な「植民地的」言及をともなう第二項で使用された言葉の特有の形態は、明白に、なされるべき制定法の言葉のうえでの必然的な変化を可能とするための法律に挿入されてゐる。

非常に深刻な問題が、条約での管轄権の付与が、いくつかの制定法の適用を正当化する根拠となるかどうかについて生ずる。しかし、このことは、検討のもつと後の段階での考察に留保されてもよい。

十分奇妙なことに、別表は、女王が領事裁判所に適用しなければならない全法律を余すところなく掲載してはいない。別表にある制定法のように、域外に適用される一定の制定法においては、特別な権限が、それらの制定法の適用を領土外管轄権法

のあとで機能している裁判所へと拡張するために与えられている。「植民地海事裁判所法」（一八九〇年）、ビクトリア女王の治世第五三年から第五四年にかけての法律第二七号第一二条によつて、植民地海事裁判所法が領事裁判所に拡張されなければならず、命令の効果は植民地海事管轄権（Vice-Admiralty jurisdiction）にかわって、海事管轄権（Admiralty jurisdiction）を領事裁判所に与えるものとする。

「植民地囚人移送法」（一八八四年）、ビクトリア女王の治世第四七年から第四八年にかけての法律第三一号第一五条によつて、植民地囚人移送法は、領事裁判所に拡張されなければならない。

この法律は、「連合王国外の女王陛下の領土から囚人と罪を犯した心喪失者の移送に關してさらに詳細に規定すること」である。この法律の適用によつて、領事裁判所がある外国で囚人が収監の刑に服そうとしている場合に、以下の要件がある場合には、囚人は、罪決または刑の残余に服すために、いざれかのイギリスの領土または連合王国へ移送されなければならぬ。

(a) 当該外国でこれ以上収監され続けるならば、囚人の生

命が危険にさらされるか、あるいは、かれの健康が恒常的に犯されそうな場合。

(b) 犯罪をなしたとき、囚人が、イギリス海軍あるいは女王陛下の正規軍に所属していた場合。

(c) 外国の国境を全部または一部こえて、犯罪がなされた場合。

(d) 囚人が適切にかれの刑に服すことができるイギリスの監獄が当該外国にないなどの理由によって、囚人のより安全な収監、あるいは、より適切に囚人の判決を実施するため、囚人を移送する方が都合がよい場合。

(e) 囚人が、外国で領事裁判所によつて執行される法のもとで、この法律のもとで移送を必要としている人々の階級に属している場合。

國務大臣、または、囚人が移送された領土の政府は、かれの

刑の残余に服すために、または、釈放されるために、囚人が外国に送還されることを命じなければならない。その他の場合に、かれの刑の満了によつて釈放されたときに、囚人は、上記の事例(b)を除き、かれが移送された外国に負担なしで送還される資格を与えられる。

枢密院の女王は、本法のもとで、囚人の移送、送還、釈放に

ついての条例を制定しなければならない。これらの条例は、囚人の移送先の領土の条件にもつとあわせて判決を実施する目的で、移送もとの条件が囚人が移送されて行く領土の条件と異なる場合に、拘禁刑の条件を変化させることを規定しなければならない。しかし、囚人は、かれの現実の判決より長い期間の拘禁に服してはならない。そして、もし、刑の条件が移送の結果もつと厳しくなるような場合には、國務大臣は、条件を同等のものとするために、拘禁の一部を免除しなければならない。

「移送当局」は、囚人がそこから移送される外国の、そして囚人がそこへ移送される領土の政府の、女王陛下の代理人と協力する國務大臣である。

移送と送還の両者は、移送と送還が執行されるべき方法と、それを執行する人物とを指示する令状によつてなされるものとする。

移送された囚人は、あたかもかれの有罪宣告と刑の宣告が移送された領土でなされたかのように、取り扱われるものとする。

この法のもとで収監中の囚人が脱獄した場合には、当該囚人は、かれが逃亡した国の法で再逮捕されるのと同じ方法で、再逮捕されなければならない。

逃亡または逃亡未遂、逃亡幫助または逃亡幫助未遂の犯罪は、当該囚人が移送されているまたは送還されている、かれが逃亡している、または、かれが発見されている、イギリスの領土または外国で、裁判にかけられなければならない。この犯罪は、犯罪が審理される裁判所によつて執行されている法律によつて犯罪とみなされるものとする。

本法の規定は、罪を犯した心神喪失者のような取監中の人物にも、適用されるものとする。

國務大臣、または、罪を犯した心神喪失者の移送との国の女王陛下の代理人、あるいは、移送先のイギリス領土の政府が、心神喪失者が犯罪の審理されるべく責任能力があるようになつたと考え、移送との外国に裁判のため心神喪失者が送還されることを要求する場合には、心神喪失者は、あたかもかれ

が犯罪に対する告発にもとづく令状のもとで逮捕されたかのように、当該外国に送還され収監されるものとする。

「罪を犯した心神喪失者」という表現は、犯罪によつて告発されたことによつて拘留され、それから、そのような犯罪が行われたときに精神異常であったことが判明するか、かれが精神異常であることによつて犯罪について審理されることが不適当であると、判明するか、説明されるか、その他合法的にわかつた人物を意味し、そして、犯罪について有罪を宣告され、後になつて、精神異常であることが証明されるか、その他合法的にわかつた人物を含む。

六、領事裁判所によつて審理されるべき犯罪により告発された人物は、枢密院令によつてさしあたり指定されたイギリスの領土へ、裁判のために、女王陛下から権限を授けられた人物の管理のもとで、令状により、送付されなければならない。枢密院令によつて特定された領土の裁判所、もしくは、もし、いづれの裁判所も特定されていなければ、その領土の最高刑事裁判所は、当該犯罪を審理するものとし、さらに、あたかも犯罪がその裁判所の管轄権内でなされたかのように、有罪判決にもとづき犯罪を罰するものとする。

被告が裁判に送付される前に、かれは、領事裁判所で、その証言が被告がかれの弁護の材料となるとみなし、かれが当該領土の裁判で提出することができないと主張する法的資格をもつている証人を提出しなければならない。

その証人は、あたかも当該裁判で提出されたかのように、尋問され、反対尋問されるものとする。その証人の証言は文書され、かつ、裁判所の押印または裁判官の署名によつて証明さ

れて、当該領土の裁判所に送付されるものとする。当該証言は、あたかもこの証言をなした証人が領土の裁判で尋問されたかのように、法律と領土の裁判所の訴訟手続によつて、当該領土の裁判所によつて受領されるものとする。

当該領土の裁判所によつて執行される法律によつて犯罪者を罰することについての上記の規定にもかかわらず、以下のことが規定されている。すなわち、裁判所は、「もし、当該法律がイギリス領土で効力をもつ法律と、なされたと主張される行為の有罪であること、または、犯罪の性格や程度、または、刑罰

という点で、異なつているならば、法律が、なされたと主張される行為の有罪であること、または、犯罪の性格や程度、または、刑罰に関する限り、犯罪者であると推定されている者が、犯罪がなされたと主張される外国にあるイギリス裁判所によつて審理される法律の効力を認め、実施するものとする」。

第六条は、女王の領土外でなされた犯罪が領土内で審理され、罰せられなければならないといふいずれかの法律を左右するものではない。

すでに指摘されたように、本条は、枢密院令が、人物が追放されなければならない領土を明示するまでは、機能しない。

七、領事裁判所で有罪と宣告された人物に刑罰を課する場所

も、枢密院令の指示による。有罪の宣告と刑の宣告は、あたかもそれらが資格をもつ当地の裁判所によつて宣告されたかのように、刑が実施される場所で、同一の効力をもつものとする。

八、枢密院令が領事裁判所にいづれかの人物の移送または追放を命じる権限を授ける場合に、移送または追放、さらに、そのような目的のための拘留は、枢密院令の規定により、あたかも、裁判所の命令が完全にその管轄権内で完全に効力をもつことになつてゐるかのように、合法的であるとみなされるものとする。

九、枢密院の女王は、「イギリスの領土にある、または、女王陛下の権限のもとで支配されている裁判所」に、民事または刑事の、初審または上訴の、裁判管轄権を与えないべからん。そして、その裁判管轄権は、外国にあるイギリス裁判所に、枢密院令によつて合法的に与えられなければならない。さらに、枢密院の女王は、以上の事項に関して必要な規定と条例を制定しなければならない。

一〇、女王は、本法のもとで制定された枢密院令を廃止または修正することができる。

一一、本法のもとで制定されたあらゆる枢密院令は、それが作成された後直ちに、国会の両院に、あるいは、もし国会が会

期中でないならば、次期国会の開会直後に、提出されるべし。

「そして、あたかもこの法の中で制定されたかのような効力をもつ」。

一二、もし、枢密院令が、「枢密院令が適用される外国の女王陛下の臣民に拡張される国会の制定法の規定」、または、そのような国会の制定法の権限のもとで制定された、または、その国でそのような制定法の効力と効果をもつ条例と、「なんらかの点で矛盾する」ならば、枢密院令は、そのような制定法または条例に従属するものと解されるものとし、矛盾している範囲で無効となる。しかし、枢密院令がそのような制定法または条例と矛盾しないかぎり、枢密院令は、「イングランドの法と矛盾するという根拠によつては」、無効とはみなされないものとする。

この条文はすでに考察された。

一三、この法（または廃止された法）、またはこの法のもとで制定された枢密院令、または女王陛下が「条約、カピテュレーシヨン、付与、慣行、默許、またはその他の合法的手段によつて」外国でもつてある管轄権の「履行または執行、または故意の執行においてなされた行為について」、または、それらの「執行において主張される不履行または不作為に關して」、人

物に対して訴訟手続に訴えることができないのは、以下の裁判所の場合である。

(a) 女王陛下の領土内の裁判所で、訴えるべき行為、不履行または不履行のうち六ヵ月以内に訴訟手続が開始されない限り、または、訴訟原因が、訴えがなされる裁判所の管轄権内で訴訟手続の当事者がいたあと六ヵ月以内に、領土外で生じた場合、または、停止命令後六ヵ月以内に、権利侵害または損害が継続している場合。

(b) 領事裁判所では、訴訟原因がその管轄権内で生じたといふ附加的ただし書きによって。

そのような訴訟手続では、訴訟の開始前の修正の提出は、他の申し立ての代わりに、または、それに付け加えて、申し立ててもよい。訴訟の前であれ後であれ、修正の提出の場合に、原告が申し出た金額以上には回復しないならば、被告は、申し出の時から、事務弁護士と依頼人の間の、査定された訴訟費用を受け取る資格を与えられる。この規定は、訴訟手続でのどのような差し止め命令についての訴訟費用にも影響を与えないものとする。

一四、枢密院の女王は、「そのような法律が、中国または日本にいる女王陛下の臣民の統治について枢密院の女王陛下によ

つて制定されるのと、同じように完全かつ効果的に、中国または日本の海岸から一〇〇マイル以内にいる船舶の女王陛下の臣民の統治についての法律を制定することができる。

一五、この法律のもとでの枢密院令が女王陛下の保護を享受する人物に拡張される場合には、その表現は、インドの藩王と州のすべての臣民を含む。

一六、それは、本法では、

「外国」(foreign country)という表現は、女王陛下の領土の外にある国または地域を意味する。

「外国のイギリス裁判所」(British Court in a foreign country)

という表現は、どのような法律のもとで制定されたものであれ、枢密院令の執行において女王陛下の領土の外部に管轄権をもつているイギリス裁判所を意味する。

「管轄権」(jurisdiction)という表現は、権限を含む。

一七、別表第二で言及された二つの制定法は、枢密院令によつて廃止または修正されてもよい。

これらの二つの制定法は、すでに言及しており、それによつて、一定の植民地で効力をもつている法律が適用するうえで近隣の領域にいるイギリス臣民に拡張される。

問題となっている法律とは、

ビクトリア女王の治世第一四年から第二五年にかけての法律第三一号。「シエラレオネ植民地に近接する一定の領域内の女王陛下の臣民によつてなされる犯罪の防止と刑罰について」
ビクトリア女王の治世第二六年から第二七年にかけての法律第三五号。「南アフリカの女王陛下の臣民によつてなされる犯罪の防止と刑罰について」

一八、別表第三で言及された法律は廃止される。

新しい法律によって統合される一八四三年と一八六五年と一八六年と一八七五年と一八七八年の旧領土外管轄権法に加えて、以下の法律が廃止される。

ビクトリア女王の治世第一〇年から第二一年にかけての法律第七四号。「シャム王国の内部で生じる問題において管轄権を行使することに関する枢密院令を認可するために」
第五五号。「海峡居留地の最高裁判所に、シャム王の領土内で生じた問題での管轄権を授けるために」

ビクトリア女王の治世第三九年から第四〇年にかけての法律第四六号、第四条と第六条。そこでは、一定のインド藩王の臣民は、一定の枢密院令に従い得るものとされた。

一八九〇年八月四日に効力があつた、いづれかの廃止法律の

執行上発令された枢密院令は、枢密院の女王によつて変更または廃止されるまで効力が継続するものとする。さらに、いずれかの廃止法律に関連する枢密院令は、対応する統合法の制定に関連するものと解釈される。